

龍ヶ崎市告示第144号

龍ヶ崎市事業者等原油価格・物価高騰対策支援金交付要綱を次のように定める。

令和4年8月8日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市事業者等原油価格・物価高騰対策支援金交付要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の感染拡大の影響が続く中、原油価格又は物価の高騰により更なる経済的な影響を受けている事業者等を支援するため、予算の範囲内において龍ヶ崎市事業者等原油価格・物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、龍ヶ崎市補助金等交付規則（平成15年龍ヶ崎市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人事業者 市内に住所又は事業所を有し、事業を営む個人
- (2) 法人 市内に本社、本店若しくは事業所を有し、事業を営む法人又は市長が適当と認める市内に事業所等を有する団体

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象となる者は、個人事業者又は法人（以下「対象事業者等」という。）であって、この要綱の施行の日以前に事業を開始し、今後も事業を継続する意思を有するものとする。

(交付対象とならない者)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は交付対象としない。

- (1) 龍ヶ崎市燃油価格高騰緊急対策支援事業費補助金交付要綱（令和4年龍ヶ崎市告示145号）に基づく補助対象者

- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者
- (3) 政治団体
- (4) 宗教上の組織又は団体
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団若しくは同条第6号の暴力団員又は暴力団の統制の下にある者
- (6) 前各号に掲げる者のほか支援金の趣旨及び目的に照らして適当でないとして市長が認める者
（交付額等）

第5条 支援金の交付額は、次の各号に掲げる対象事業者等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 個人事業者 5万円
- (2) 法人 10万円

2 支援金の交付は、1対象事業者等につき1回限りとする。

（交付の申請及び請求）

第6条 支援金の交付を受けようとする対象事業者等（以下「申請者」という。）は、令和4年12月16日までに、龍ヶ崎市事業者等原油価格・物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書【個人用】（様式第1号）又は龍ヶ崎市事業者等原油価格・物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書【法人用】（様式第2号）に、誓約書（様式第3号）その他関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定により支援金の交付の申請があった場合は、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、龍ヶ崎市事業者等原油価格・物価高騰対策支援金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するとともに、当該申請に係る交付を決定したときは、速やかに支援金を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、支援金の交付を不交付と決定したときは、理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。

（実績報告に関する特例）

第8条 規則第12条の規定にかかわらず、支援金の交付に係る実績報告は、省略するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、申請者が第7条第1項の規定により支援金の交付の決定を受けた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定を取り消し、既に支援金を交付しているときは、その返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか支援金を交付することを不相当と認める事実があったとき。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

(失効後の経過措置)

- 3 この告示の失効の日以前に支援金の交付の決定を受けた者に係る第9条の規定は、同日後もなおその効力を有する。